

保存版



令和6年4月からプラスチックの分別ルールが変わります！詳しくは5ページを見てね。

令和6年(2024年)4月からの 資源とごみの 分け方・出し方

中野区ごみ減量キャラクター
ごみのん



資源・ごみは**収集日の朝8時**までに
出してください！20ページ以降を見て
ごみと資源の収集曜日を書いてね！



燃やすごみ

週2回

ごみ
集積所へ

曜日
曜日



陶器・ガラス・金属ごみ

月2回

ごみ
集積所へ

第 と 第 の
曜日



資源プラスチック

週1回

NEW
詳細は
5ページへ

ごみ
集積所へ

曜日



新聞・雑誌・段ボール等
古着・古布(一部地域を除く)

週1回

集団回収
集積場所へ

曜日



びん・缶・ペットボトル

週1回

びん・缶・
ペットボトル
集積所へ

曜日



粗大ごみ

有 料
事前申込制

粗大ごみ受付センター

(月～土/午前8時～午後7時)

☎ 03-5715-2255

目次 INDEX

- P.1 「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」を目指して
- P.2 出し方のきほん、出す場所の確認方法
- P.3 燃やすごみ
- P.4 陶器・ガラス・金属ごみ
- P.5~ **NEW** 資源プラスチック
- P.7 新聞・雑誌・段ボール等
- P.8 びん・缶・ペットボトル
- P.9~ 粗大ごみ
- P.11~ 拠点(区立施設など)での資源回収
- P.13 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
- P.14 家庭用パソコン
- P.15 事業系ごみの出し方
- P.16 清掃事務所に問い合わせください
- P.17~ 品目別出し方一覧
- P.19 よくあるQ&A
- P.20 区内収集日一覧
- P.21~ 集団回収実施日一覧
- P.23 問い合わせ先

中野区ごみ分別アプリ

「中野区ごみ分別アプリ」収集日や分別方法などが簡単に確認できます。



iOS用



Android用

中野区ごみ分別チャットボット

チャットボットが対話形式で
ごみの分別方法や出し方を
ご案内します。



ごみのんが分別方法や収集日をお答えします。



「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」を目指して



エスディージーズ SDGsについて

2015年9月、「2030年までに世界を変える」ための目標として、SDGs(持続可能な開発目標)がつけられました。今だけではなくこの先もずっと人間が地球に住み続けるためには、解決しなければならない問題がたくさんあります。SDGsは、それらの解決に向けて、大人も子どもも世界中の人が協力して目指すゴールです。



埋立処分場を長く使うために

23区のごみは、燃やしたり、細かく砕くなどの中間処理をした後、埋立処分場に運ばれます。現在、廃棄物の埋立ては、東京港にある中央防波堤外側埋立処分場、及び新海面処分場で行われています。今の処分場は、東京港に作る事ができる最後の処分場で、新しく処分場をつくることはとても難しい状況です。だから、ごみを減らして、処分場をできるだけ長く使えるようにしなくてはならないのです。



写真の提供: 東京都環境局

スリーアール 大切なのは3R

中野区ではこれまで区民のみなさんと区が一緒になって、ごみを減らす努力をしてきましたが、ごみはもっともっと減らしていく必要があります。

3Rとは?

リデュース Reduce 発生抑制	リユース Reuse 再使用	リサイクル Recycle 再生利用
--------------------------------	-----------------------------	---------------------------------

まず第一に、**不要なものを買わない、もらわないこと**
(Reduce:発生抑制)を意識して行動しましょう!



出し方のきほん、出す場所の確認方法



どこに何時までに出せばいいの?

中野区には、3種類の集積場所があり、資源やごみの種類によって下記のとおり分類されます。いずれも、**朝8時まで**にお出ください。

燃やすごみ

陶器・ガラス・金属ごみ

資源プラスチック

ごみ集積所

朝8時まで

出す場所を確認する方法 (出し方はP3~6を確認)

- 1 近所の人に聞く
- 2 住んでいる建物の大家さん、管理人または管理会社(不動産会社)に聞く
- 3 中野区清掃事務所に問い合わせる【03-3387-5353】

びん

缶

ペットボトル

**びん・缶
ペットボトル
集積所**

朝8時まで

出す場所を確認する方法 (出し方はP8を確認)

- 1 近所の人に聞く
- 2 住んでいる建物の大家さん、管理人または管理会社(不動産会社)に聞く
- 3 中野区ごみゼロ推進課資源回収推進係に問い合わせる【03-3228-5555】

新聞・雑誌・段ボール等

古着・古布

**集団回収
集積場所**

朝8時まで

出す場所を確認する方法 (出し方はP7を確認)

- 1 近所の人に聞く
- 2 住んでいる建物の大家さん、管理人または管理会社(不動産会社)に聞く
- 3 中野区ごみゼロ推進課資源回収推進係に問い合わせる【03-3228-5555】

※祝日も収集します。各地域の年末年始の収集日については、「区ホームページ」や「なかの区報」、「ごみ分別アプリ」などでお知らせします。



朝8時まで

週2回

中野区清掃事務所 ☎ 03-3387-5353

燃やすごみ ▶▶▶ ごみ集積所へ

※祝日も収集します。年末年始(12月31日～1月3日)は収集しません。

出し方 ふたのできる容器、または中身の見える透明か半透明の袋に入れる。

燃やすごみとは ※いずれも一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみです。

生ごみ



水分をよく切って出してください

紙くず



ティッシュ・写真など

油・汚れ・においのついた紙



紙おむつ



汚物はトイレに流してください

食用油

※拠点回収あり(P12)



布などにしみ込ませるか凝固剤で固める

汚れた布類



きれいなものは古着・古布へ(P7)

(一部でも)プラスチック以外の素材が使われているもの(プラスチックや紙などの部分が多いもの)



プラスチックだけでできた製品は資源プラスチックへ(P5)

汚れが落ちないプラスチック製容器包装



きれいなものは資源プラスチックへ(P5)

ゴム製品



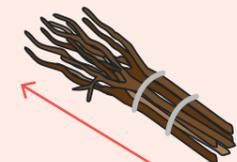
ホースなど長いものは30cm以下にする

皮革製品



革製のかばん、くつ、財布など

剪定枝



※50cm以下

！ 注意点

竹串などは危険のないよう包んでから出してください。

布団・ベッドパッド等は粗大ごみです。

！ 大量にごみを出す場合(臨時ごみ)

家庭から出るごみの場合でも、植木の剪定や引っ越しなどで大量(45リットルの袋で5袋以上/剪定した枝木の場合5束以上)に出す場合は有料です。事前に清掃事務所(☎03-3387-5353)にご相談ください。なお、車の手配のため、お申し込みから収集まで1週間程度いただく場合があります。あらかじめご承知おきください。



朝8時まで

月2回

中野区清掃事務所 ☎ 03-3387-5353

陶器・ガラス・金属ごみ ▶▶▶ ごみ集積所へ

※祝日も収集します。年末年始(12月31日～1月3日)は収集しません。

出し方 ふたのできる容器、または中身の見える透明か半透明の袋に入れる。

陶器・ガラス・金属ごみとは ※いずれも一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみです。

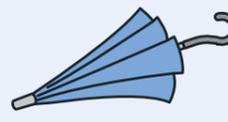
陶器・ガラス



茶碗、湯のみ、グラス、花瓶など

傘

(折りたたみ傘、30cm超の傘を含む)



※30cmを超えても「陶器・ガラス・金属ごみ」です。

(一部でも)プラスチック以外の素材が使われているもの(金属部分が多いもの・電池式のもの)



可能な限り、電池は取り外してください。

小型の家電製品

(一辺が30cm以下)



一部の品目は拠点回収あり(P11)

金属類



鍋、フライパン、アルミホイル、針金ハンガー、使い捨てカイロなど

割れた蛍光灯・電球

(空ケースなどに入れる)



割れていない蛍光灯は拠点回収へ(P11)

飲食用以外のびん・缶

(医薬品・化粧品等)



！ 注意点

● モバイルバッテリーやボタン電池等については、11ページをご確認ください。

！ 危険物

スプレー缶・カセットボンベ・ライター
缶には穴は開けない
できるだけ
使い切って出す



水銀使用の体温計・血圧計



割れた陶器、ガラス類、刃物

危険のないよう包む



※「陶器・ガラス・金属ごみ」に出せますが、出し方に注意してください。

！ 出し方

上記のものは、それぞれ他のごみとは別の袋に入れ、中身が何か分かるよう袋に記載して出してください。収集作業員等のけが、車両や搬入施設の火災等の防止のため、分別と表記のご協力をお願いします。



※祝日も収集します。年末年始(12月31日～1月3日)は収集しません。

出し方 ふたのできる容器、または中身の見える透明か半透明の袋に入れる。

資源プラスチックとは 「プラスチック製容器包装」と「プラスチックだけでできた製品」のこと

プラマークのついた容器や包装類

<p>袋類</p> <p>お菓子・パン・野菜などの袋、レジ袋などの袋</p>	<p>ボトル類</p> <p>シャンプー・洗剤・調味料などのボトル</p>	<p>パック類</p> <p>卵・豆腐・果物などのパック</p>	<p>カップ類</p> <p>プリン・ゼリーなどのカップ</p>
<p>容器類</p> <p>市販の弁当・カップ麺などの容器</p>	<p>トレイ・ラップ</p> <p>肉・魚・惣菜などのトレイ・ラップ</p>	<p>キャップ</p> <p>ペットボトル・スプレー缶などのキャップ</p>	<p>緩衝材</p> <p>発泡スチロール・果物ネットなどの緩衝材</p>

※キャップとラベルを外したペットボトルは「びん・缶・ペットボトル」(P8)です。



プラスチックだけでできた製品

<p>文具類</p> <p>下敷き、クリアファイル、結束バンドなど</p>	<p>調理用品</p> <p>計量カップ、ジッパー付きポリ袋、プラスチック製のボウルなど</p>	<p>入浴用品</p> <p>洗面器、手桶など</p>	<p>弁当箱などの容器類</p> <p>タッパー類、お弁当箱など</p>
--	---	------------------------------------	---

※一部でもプラスチック以外の素材がついているものは「資源プラスチック」には出せません。

※一辺の長さが30cmを超えるものは「粗大ごみ」(P9)です。

※軽くすすぐなどしても汚れが落ちないものは「燃やすごみ」(P3)でお出しく下さい。

資源プラスチックに出せないもの

洗ってもきれいに汚れが落ちないプラスチック



一部でもプラスチック以外の素材がついているもの



燃やすごみ(P3)

※水ですすいできれいにしたものは「資源プラスチック」に出せます。

陶器・ガラス・金属ごみ(P4)

金属部分が多いもの
電池式のもの
(可能な限り電池を取り外して)

燃やすごみ(P3)

左記以外のもの
(プラスチックや紙の部分が多いもの)

資源プラスチックの出し方

中身を使い切る
中身を空にする

汚れを取り除く
水で軽くすすいで汚れを落とす(固形物がついていない状態に)
※シール(値段・材料表示など)をはがす必要はありません。

ごみ袋にいれる
二重袋、三重袋にしないで一袋にまとめて出す



ごみのんコラム

この写真は資源プラスチックを選別しているところだよ！
暑い夏も寒い冬も毎日行われているんだって。
こんなふうに、資源といわれているものは
すべて人が手で選別しているんだ。
だからみなさんも、きちんと分別してね！





朝8時まで

週1回

ごみゼロ推進課

☎ 03-3228-5555

新聞・雑誌・段ボール等 古着・古布 (一部地域を除く)

集団回収集積場所

回収場所が分からない場合、
上記連絡先へ

※中野区古紙・古着・古布の回収は、町会などの地域の方が「集団回収」で行っています。実施日等の詳細は21ページ以降をご確認ください。
※祝日も回収します。年末年始の回収日については、区ホームページ等でご確認ください。

出し方

【新聞・雑誌・段ボール等】ひも(ビニールひも可)でしばる。雑がみは紙袋に入れてまとめて可。
【古着・古布】透明か半透明のビニール袋に入れる。

種類ごとに分けて束ねてください。

事業活動(会社・商店など)から出る古紙は、集団回収には出せません。 **！古紙は、雨天でも回収します。**

新聞



雑誌



段ボール



雑がみ



トイレットペーパーの芯、
チラシ、お菓子の箱、
牛乳パック(酒パックは不可)、
ティッシュの箱、包装紙、
封筒、紙袋、カタログ、
パンフレットなど
※新聞、雑誌、段ボール以外の
リサイクルできる紙

回収できない紙



燃やすごみへ (P3)

新聞・雑誌・段ボール等

古着・古布

洗濯済みのものを 晴れた日に出してください

！古着・古布は一日中雨が降らない予報の日に出してください。

ファスナー・ボタンなどは外さないでください。古着・古布は一部町会では回収していません。
また、「リサイクル展示室(松が丘1-6-3)」にも開館時間内にお持ち込みになれます(P12)。

洋服



下着・靴下



タオル



カーテン (遮光加工、レースを除く)



回収できない古着・古布

汚れているもの
破れているもの
ハギレ、そうきん、
裁断くず、ペット用に
使用されたもの

わたや羽毛が入っているもの
布団、座布団、ぬいぐるみ、クッション、
敷パッド、ベッドパッド、
温感・冷感シート、こたつ布団、
こたつの中敷き、ダウンジャケット

その他
キルティングされたシート、
じゅうたん、ラグ、カーペット、
マット、革のコート、柔道着、
制服等



朝8時まで※出す時間が変わりました

週1回

ごみゼロ推進課 ☎ 03-3228-5555

びん・缶・ペットボトル ▶▶ びん・缶・ ペットボトル集積所

※祝日も回収します。年末年始の回収日については、区ホームページ等でご確認ください。

出し方

水で軽くすすいで、汚れを落とす。びんは黄色のケースに、缶は青色のケースに、
ペットボトルはキャップとラベルを外し、つぶして回収ネットに直接入れる。

びん・缶・ペットボトル

びん

飲食用のガラスびん
(コップ・グラス除く)



調味料のびん、酒類のびん、栄養
ドリンク、ジャムのびんなど
※びんのふたは「陶器・ガラス・
金属ごみ」へ(P4)

缶

飲食用のアルミ缶・スチール缶
(ペットフード缶含む)



お菓子の缶、のりの缶、ビール・清
涼飲料水の缶など
※プルタブや缶のふたは一緒に
出す

無色のペットボトル

(右のPETマークあり)
飲料・調味料用のペットボトル



つぶしてから回収ネットに入れて
ください。
※キャップとラベルは「資源プラ
スチック」へ(P5)

※びん・缶で中身が入ったもの、油汚れ等がひどいものは「陶器・ガラス・金属ごみ」へ

！ 注意点

回収日の前日の午後に「回収容器」を設置します。近隣の方の迷惑になら
ないよう、静かに入れて、持ってきた袋はお持ち帰りください。夜中は出
さないでください。

お近くの店舗にある場合は「ペットボトル自動回収機」(P12)を優先し
てご利用ください。



※持ってきた袋から出して、直接回収容器
に入れてください。

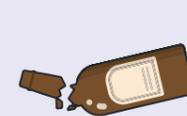
回収できないもの

● 飲食用以外のびん (医薬品・化粧品等)



薬品等が
入っていたびん
化粧品等が
入っていたびん
※中身は古布等に
染み込ませて
「燃やすごみ」へ

● 破損して危険なびん

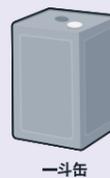


● 果実酒などの保存用のびん



陶器・ガラス・
金属ごみへ

● 飲食用以外の缶



一斗缶



カセットボンベ
スプレー缶

出し方は
危険物(P4下段)
をご確認ください。

陶器・ガラス・
金属ごみへ

● 無色透明以外の 色つきペットボトル



● 汚れた無色の ペットボトル



燃やすごみへ



朝8時まで

有料申込制

☎ 03-5715-2255

粗大ごみ

指定された場所

粗大ごみ(減免・運び出し)

粗大ごみとは

家庭から出る、家具等の大きなごみ(おおむね30cm以上)は粗大ごみです。解体・分解しても粗大ごみとしてお申し込みください。

※出したい物の一番長い一辺を測ってください。

30cmを超えるものは、粗大ごみです



注意事項

- 一辺の長さが2mを超える物・重さが70kgを超える物は受付できません。
- 一辺の長さが30cm以下でも、固くて処理が困難なもの(ボウリングのボール、鉄アレイ、ダンベルなど)は申し込みが必要です。
- 事業活動(会社・商店など)から出る粗大ごみは、区では収集出来ません。廃棄物処理の許可業者に委託してください。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、消火器、タイヤ、ピアノ、耐火金庫などは、粗大ごみの対象になりません。13、14ページをご覧ください。

申し込みから出し方まで

1

申し込む前に...

タンスや棚など家具類は、大きさにより金額が異なるため、事前に寸法(高さ・幅)を確認してください。

2

申し込み方法



03-5715-2255

受付時間 午前8時～午後7時
(日曜日、年末年始を除く)



インターネットで

<https://www2.sodai-web.jp/nakano/index.html>

粗大ごみ受付センター

「粗大ごみ処理券の必要枚数・種類」
「粗大ごみを出す日・場所」を
ご案内します。



3

粗大ごみ処理券を購入する

「有料ごみ処理券取扱所」の標識のある地域の取扱店、コンビニエンスストア、清掃事務所で、手数料分の中野区の有料粗大ごみ処理券を購入してください。**中野区の有料粗大ごみ処理券でない場合は、収集しません。**購入時に必ずご確認ください。

4

粗大ごみ処理券を貼って出す

粗大ごみ処理券に、収集日とお名前または4桁の受付番号を記入してください。その後、粗大ごみに貼り付け、収集日の**朝8時までに、指定場所**へお出しください。

運び出しが困難な場合

高齢者や障害のある方など、粗大ごみを屋外へ持ち出すことが困難な方に対し、清掃事務所では、屋内からの運び出し収集を行っております。

対象者

65歳以上の高齢者、または障害のある方などにより構成されている世帯で、自ら運び出すことが困難な方。なお、訪問介護や親族・ボランティア・近隣の方などの協力を得られない世帯に限ります。

中野区清掃事務所に電話またはFAXでご相談ください。職員がご自宅を訪問させていただき、状況を確認した上で、運び出しの可否を決定します。

中野区清掃事務所

☎ 03-3387-5353

FAX 03-3387-5389

次のような場合はお受け出来ませんのでご注意ください。

注意事項

- ご本人または代理人が収集の際に立ち会えないとき
- 収集により建物を損傷させる恐れがあるとき
- 長尺物、重量物等、作業上困難が生じるとき
- 取り外しや、分解、解体作業が必要なとき
- その他、職員が困難と判断したとき



中野区では、以下の方を対象に粗大ごみ処理手数料の免除を行っています。

対象者

- 生活保護を受けている方
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されてる方
- 老齢福祉年金を受給されてる方
- 中国残留邦人等の支援給付の対象の方

申し込みは粗大ごみ受付センターへ

☎ 03-5715-2255

違法な不用品回収業者にご注意ください!

家庭で不要となった粗大ごみや電化製品は、区が指定した方法でしか処分することができません。それ以外の方法で民間事業者が家庭から不用品を回収することは、違法行為にあたります。

違法な業者を利用すると、高額な金額を請求されるなど、様々なトラブルに巻き込まれる恐れがあるため、絶対に利用しないでください。

粗大ごみは9・10ページ、家電リサイクル法対象品目は13ページに記載した方法で処分してください。



拠点(区立施設など)での資源回収

※事業活動(会社・商店など)から出るものは回収できません。

区役所の回収ボックスは以下の写真と形状が異なります(2024年5月～)

乾電池・コイン電池・ボタン電池

回収品目 ● 乾電池(アルカリ・マンガン) ● リチウム一次電池(コイン形・円筒形) ● ボタン電池

回収ボックス設置場所 区役所 / 区民活動センター / 図書館 / 体育館等の区立施設等

注意 ● ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁してお出してください。電気店などの協力店でも回収しています。

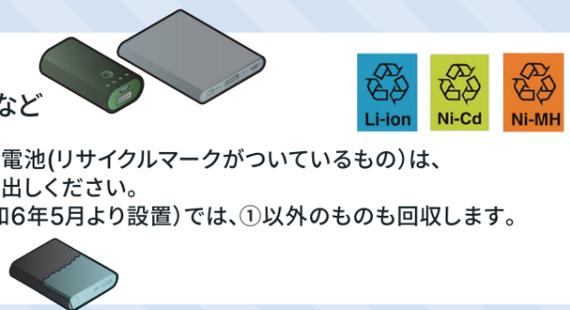


小型充電式電池

回収品目 ● モバイルバッテリー ● 電池パック など

回収方法 ①リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池(リサイクルマークがついているものは、電気店やスーパーなどのリサイクル協力店へお出してください。
②区役所・リサイクル展示室の回収ボックス(令和6年5月より設置)では、①以外のものも回収します。

注意 ● セロハンテープ等で絶縁してお出してください。



使用済小型家電

回収品目 家庭から出る、いらなくなった小型家電(下記9品目)

- 携帯電話(PHS、スマートフォン含む)
- ポータブルカーナビ
- 携帯音楽プレーヤー
- 電子辞書
- 携帯ゲーム機器
- 卓上計算機
- デジタルカメラ
- ACアダプター、コード類
- ポータブルビデオカメラ

回収ボックス設置場所 区役所 / 区民活動センター / 中央図書館 / リサイクル展示室

注意 ● 携帯電話等の個人情報は消去してください。
● 必要な記憶媒体(SDカードなど)、電池、バッテリーは取り除いてください。
● 回収ボックスに投入したものは返却できません。



回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入らないものは回収できません。

使用済蛍光灯

回収品目 ● 家庭から出る直管型(120cm以下)、環型、電球型の蛍光灯

回収ボックス設置場所 区役所 / 区民活動センター / 中央図書館 / リサイクル展示室

注意 ● 破損防止のため、購入時の筒や空ケースに入れるか新聞紙などに包んで入れてください。
● 白熱電球、LED電球など蛍光灯以外のものや割れた蛍光灯は、回収ボックスに投入できません。「陶器・ガラス・金属ごみ」の日に出してください。



ペットボトル自動回収機

家庭から出る無色のペットボトルを効率よく回収するため、区内のスーパーに設置しています(色付きは「燃やすごみ」へ)。ご自宅でキャップとラベルを外し、中をすすいで持参し、つぶさずに入れてください。投入したペットボトルは、圧縮で容量が減り、回収・運搬の際に排出されるCO₂(二酸化炭素)を削減できます。回収機を利用すると「お買い物券」などに交換できるポイントがたまります。

設置場所 2024年1月現在 ※最新情報は区ホームページでご確認ください。

- オークー 鷺宮店・中杉店
- ライフ 東中野店・中野駅前店・中野新井店
- マルエツ 都立家政駅前店・中野若宮店
- マルエツプチ 大和町店・中野中央店
- サミットストア 中野南台店・東中野店
- 三徳 新中野店
- ピーコック 都立家政店
- キッチンコート 東中野店
- コープ 中野中央店・中野鷺宮店



古着・古布

「リサイクル展示室(松が丘1-6-3)」に開館時間内にお持ち込みになれます。

回収品目

- 洋服 ● 和服 ● 下着 ● 靴下 ● シーツ ● 毛布 ● タオル ● カーテン(遮光加工、レースを除く)など

注意 ● 洗濯済みのものをビニール袋に入れて出してください。● ファスナー・ボタンなどは外さないでください。● 綿の入った衣類は回収できません。「燃やすごみ」として出してください。● 一度に受付できるのは、45ℓの袋で3袋程度です。



食用油

回収品目

- 家庭から出る食用の植物油(天ぷら油、サラダ油、オリーブ油、コーン油等)
※複数回使用した茶褐色の油や賞味期限切れの未使用品も可。

回収場所

区役所8階環境課、リサイクル展示室の窓口
※上記のほか、区民活動センターでは、毎月第4火曜日(当日が祝日の場合は直後の平日)の午前9時～正午に回収します。

注意 ● かすをできるだけ取り除き、ペットボトルに入れ、必ずふたをしてお持ちください(未使用品は開封せずに元の容器のまま)。● 割れる恐れがあるので、びんでの持ち込みはご遠慮ください。



未利用食品は、捨てずに「フードドライブ」へ提供を

家庭で食べきれない食品を受け付け、子ども食堂等へ寄付しています。「賞味期限まで2か月以上」などの条件を確認の上、区役所8階環境課、リサイクル展示室窓口へ。食品ロス削減にご協力をお願いします。

提供食品の条件などについて詳しくはこちらから



中野区で
収集しない

エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

！粗大ごみでは収集できません！

家電リサイクル法対象品目(家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、製造業者などに引き取りが義務付けられており、区では収集できません。次のいずれかの方法で処分をしてください。

対象品目

- エアコン ● テレビ ● 冷蔵庫・冷凍庫
 - 洗濯機・衣類乾燥機
- (外国製品、通信販売、中古で購入したものを含む)



処分方法

1 購入した、または買い替える販売店に依頼する

リサイクル料金と各販売店が設定する収集運搬料金がかかります。
料金は販売店にご確認ください

2 家電リサイクル受付センターに依頼する

リサイクル料金とセンターが設定する収集運搬料金がかかります。

ナビダイヤル
0570-087200
月曜日から金曜日
午前9時～午後5時まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

インターネットで
<https://kaden23rc.jp/kaden23rc/>
家電リサイクル受付センター
24時間受付

3 指定引取場所に持ち込む

リサイクル料金がかかります。事前に電話の上、営業日時を確認してから持ち込んでください。中野区から近い指定引取場所は以下の2か所です。その他の指定引取場所については一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターホームページの「指定引取場所のご案内」でご確認ください。

中野区から近い指定引き取り場所

有限会社東南流通 世田谷区喜多見一丁目13番2号
03-5727-1425

東亜物流株式会社 板橋営業所
板橋区舟渡一丁目17番2号
03-5914-6440

リサイクル料金(主要メーカー例) 令和6年1月現在

品物やメーカー等により料金が異なります。詳しくは、家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。

- エアコン 990円~9,900円(税込)
- 冷蔵庫・冷凍庫 3,740円~5,600円(税込)
- テレビ 1,320円~3,700円(税込)
- 洗濯機・衣類乾燥機 2,530円~3,300円(税込)

中野区で
収集しない

家庭用パソコン

！粗大ごみでは収集できません！

処分には、回収・資源化料金がかかります。(「PCリサイクルマーク」の付いた家庭系パソコンは、回収・資源化料金を負担することなく廃棄できます)次のいずれかの方法で処分してください。



ディスプレイ ノートパソコン パソコン本体

1 宅配便による回収

中野区の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社が、宅配便による回収を行っています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。キーボードなどの周辺機器も一緒に回収できます。(無料となる箱のサイズと重量の上限は、3辺合計140cm以内、重量20kg以下です)詳しくは、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページをご覧ください。

周辺機器



キーボード

スキャナ

プリンター

申し込み方法
ナビダイヤル **0570-085800**
リネットジャパンリサイクル株式会社
インターネットまたはファックスでお申し込みいただくか、お電話でお問い合わせください。

2 メーカー等による回収(資源有効利用促進法に基づく回収・再資源化)

家庭でお使いのパソコンは、メーカー等により自主的な回収・再資源化が行われています。各メーカーの連絡先、回収方法、料金等の詳細は「[パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685](http://www.pc3r.or.jp)」にお問い合わせください。

！販売店やメーカー、専門業者にご相談を

引火性のあるもの、有害性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発するもの

- ガスボンベ(プロパン、アセチレン、酸素等) ● 自動車等のバッテリー
- 工業薬品類(塩酸、硫酸、硝酸等) ● マッチ、花火(未使用のもの) ● 金属粉末(アルミ、鉄、マンガン粉等) ● 灯油 ● ガソリン ● 現像液
- 塗料(ラッカー、シンナー等) ● 潤滑油(ブレーキ、エンジンオイル等)

処理困難物

- ピアノ ● オートバイ ● タイヤ ● 耐火金庫 ● 消火器

ごみではないもの

- 液体物 ● 土 ● 石 ● レンガ ● ブロック ● リフォーム工事等により発生した石膏ボード、便器、洗面台



販売店やメーカー、専門業者にご相談ください。
販売店等がわからない場合は、清掃事務所・ごみゼロ推進課にご相談ください。

事業系ごみの出し方



詳しくは区ホームページへ

事業系廃棄物収集届出制度について (ごみゼロ推進課) ☎ 03-3228-5563

事業系有料ごみ処理券について (清掃事務所) ☎ 03-3387-5353

事業所やお店から出る資源やごみは、事業者自らの責任において自己処理することが原則です。許可を受けた処理業者に委託するなど、適正な処理を行ってください。

産業廃棄物(金属くず・プラスチック類など)

自ら産業廃棄物処理施設に搬入するか、東京都の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

●処理について

東京都環境局 産業廃棄物対策課 **03-5388-3589**

●産業廃棄物処理業者

東京都環境局ホームページから検索できます。

一般廃棄物(生ごみ・紙くず・木くずなど)

自ら23区内に所在する清掃工場等に搬入するか、中野区の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を委託してください。

●処理について

03-3228-5563

中野区ごみゼロ推進課 **03-3228-5555**

●一般廃棄物処理業者

中野区ホームページ掲載の許可業者一覧をご覧ください。

事業系古紙(新聞・雑誌・段ボール・OA用紙など)

中野区では行政回収による古紙回収を行っていません。また、町会・自治会が行っている「集団回収」に、事業系古紙を出すことはできません。

「民間ルートを活用する」「古紙問屋に直接持込む・回収を依頼する」などの方法で処理をしてください。

事業系粗大ごみ(30cm以上の大型ごみ)

事業所から出る粗大ごみは、東京都の許可を受けた廃棄物処理業者に収集を依頼してください。

●産業廃棄物処理業者

東京都環境局ホームページから検索できます。

「事業系廃棄物収集届出制度」について



《従業員が20人以下または1日の平均ごみ量が50kg未満の事業者は、区に届出の上、「燃やすごみ」「陶器・ガラス・金属ごみ」「資源プラスチック」「びん・缶・ペットボトル」のみ、区の収集を利用することができます》

●区の収集を利用する場合の手順 「事業系廃棄物排出届出書」の提出が中野区の条例で義務付けられています。

区ホームページから「事業系廃棄物排出届出書」をダウンロードし、中野区ごみゼロ推進課へご提出下さい。
松が丘1-6-3 リサイクル展示室2F
03-3228-5563

区で登録手続き完了後、届出書へ記載されたご住所へ、事業者番号を記載した「届出済証」と「事業系ごみの出し方」のご案内を郵送します(届出書受理から2~3週間程度かかります)。

事業者番号と事業者名を「事業系有料ごみ処理券」に記載し、ごみ袋に貼付の上、区の収集にお出ください。(届出後、事業者番号が決まるまでの間は、事業者名のみ記載でOKです)。

●区の収集へ出す際の注意点

- 区の収集を利用できる事業系ごみは「燃やすごみ」「陶器・ガラス・金属ごみ」「資源プラスチック」「びん・缶・ペットボトル」のみです。「古紙」や「事業系粗大ごみ」は区では収集を行っていません。
- 事業所(店舗)とお住まいが同じ場合は、店舗のごみと家庭のごみを分けて、別々の袋で出してください。

事業系有料ごみ処理券の購入

ごみ処理券は、コンビニエンスストアなど「中野区有料ごみ処理券取扱所」の表示のある店や清掃事務所で購入できます。

●事業系有料ごみ処理券の貼り方

容器の場合

ごみの量に合ったごみ処理券を貼ります。貼る場所は、ごみ容器の中の一層のごみか、生ごみなどで貼れない場合は、不要な紙などに貼って一層に乗せてください。



袋の場合

ごみ袋の容量に合ったごみ処理券を確認しやすい場所に貼ります。たとえごみが袋の半分の量であっても、袋の容量にあったごみ処理券を貼ってください。



びん・缶・ペットボトル

～資源はできるだけ民間の回収ルートへ～
やむを得ず区の回収に出す場合は、それぞれの種類を表示した袋に入れ、容量に合ったごみ処理券を貼って、回収ケース脇に出してください。



清掃事務所にお問い合わせください

中野区清掃事務所 ☎ 03-3387-5353

臨時ごみ

●大量にごみを出す場合

家庭で45ℓの袋で5袋以上のごみを出す場合は、通常の収集では対応できませんので、清掃事務所までご相談ください。有料となりますが、個別に対応させていただきます。



防鳥ネット

●カラス等の被害で困っている

カラスや猫などによる集積所のごみの散乱を防ぐため、集積所を責任をもって管理できる区民を対象に防鳥ネットの貸し出しをしております(複数世帯利用の集積所に限る)。



動物死体

●ペットなどの動物死体について

ペットの動物死体は、25kg未満のものに限り、1頭につき手数料3,000円で引き取り、合同で火葬及び埋葬します。また、自宅の敷地内に迷い込んだ動物死体や公道上の動物は無料で回収いたします。

発見場所等により連絡先が異なりますので、それぞれの管轄への連絡をお願いします。

● ペット、私有地、ごみや資源の集積所や都道
清掃事務所 **03-3387-5353**

● 区道
道路建設課 道路維持係 **03-3228-5743**

● 公園
公園課 公園維持・管理係 **03-3228-8850**

訪問収集

●集積所まで持ち出せない

高齢者や障害のある方など、ごみや資源を集積所まで持ち出すことが困難な方に対し、その負担を軽減し在宅での生活を支援することを目的として、玄関先などに伺ってごみを収集します。また、希望する方へは、安否確認を目的とした「声かけ」を行っています。心身の機能低下、病気等の理由により日常生活の一部に介助を必要とする等、自らごみを集積所まで持ち出すことが困難な下記1,2の場合で訪問介護や親族、ボランティア、近隣の方等の協力を得られない世帯が対象となります。

1 介護保険法による要支援・要介護認定を受けている方だけで構成されている世帯

2 身体障害者手帳(1級または2級に限る)の交付を受けている方だけで構成されている世帯

※認知症などでごみ出しが困難な場合は、ご相談ください

電話またはFAXでお申し込みください。

不法投棄は犯罪です!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反により、5年以下の懲役もしくは1千万円(法人には3億円)以下の罰金またはその両方が科せられます。

不法投棄した人を発見したときは110番へ通報してください

私道・敷地内・空き地等の不法投棄は、その土地の所有者・管理者の責任で対応・処理することになります。その費用も所有者・管理者が負担することになります。日ごろから不法投棄がされないように管理をお願いします。また、処理方法については清掃事務所へお問い合わせください。

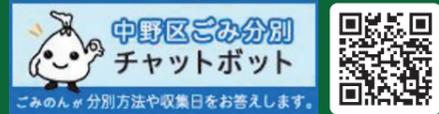
資源・ごみ集積所への不法投棄(戸別・集合住宅専用は除く)

清掃事務所
03-3387-5353
ごみゼロ推進課資源回収推進係
03-3228-5555

道路上への不法投棄

各道路管理者に連絡
都道:東京都第三建設事務所
03-3387-5133
区道:道路管理課 道路監察係
03-3228-5527

品目別出し方一覧



「中野区ごみ分別チャットボット」もご利用ください

一般的な素材でできた品目の分別方法を記載しています。
材質や大きさによっては、記載してある種別に該当しない場合があります。

- 複数の素材でできている物は、可能な限り材質によってそれぞれの種別に分けて出してください。
- カバンや靴などの一部分に金属が付いていて、取り外せない場合はそのまま「燃やすごみ」にお出してください。
- ⚠ は危険物です。危険物の出し方はP4をご参照ください。
- ☆ プラスチックだけでできた製品でも、汚れが落ちない場合は「燃やすごみ」で回収しています。
- ☆ 一部でもプラスチック以外の素材を使用しているものは「資源プラスチック」には出せません。

- ⚠ は危険物です。危険物の出し方はP4をご参照ください。
- ☆ プラスチックだけでできた製品でも、汚れが落ちない場合は「燃やすごみ」で回収しています。
- ☆ 一部でもプラスチック以外の素材を使用しているものは「資源プラスチック」には出せません。

品名	種別				
	燃やす	陶ガラ金	資源プラ★	びん缶ペット	粗大
アイロン		●			
アイロンプリント紙(捺染紙)	●				
圧着はがき	●				
アルバム	●				
アルミ箔・アルミホイル		●			
衣装ケース					●
いす					●
イヤホン		●			
う 植木鉢	素焼き、陶器製、金属製	●			
	プラスチック製		●		
	一辺が30cm超				●
え SDカード		●			
おもむつ(紙製、布製とも)	●				
お おもちゃ	金属製	●			
	プラスチック製		●		
	木製	●			
一辺が30cm超				●	
カード類(プラスチック製)			●		
カーペット					●
カイロ(使い捨て)		●			
傘(折りたたみ傘、30cm超の傘を含む)		●			
菓子袋・菓子箱	紙製で汚れたもの ※綺麗な物は集団回収へ	●			
	プラスチック製		●		
カセットコンロ	一辺が30cm以下	●			
	※ボンベは必ず外してください 一辺が30cm超				●
か カセットテープ	●				
カセットテープのケース			●		
カセットボンベ		⚠			
カップ類 (カップ麺、プリンなど)	紙製	●			
	プラスチック製		●		
かばん(皮製、布製、ビニール製)	●				
かみそり		⚠			
缶	飲料缶(キャップを含む)			●	
	菓子・お茶等の缶			●	

品名	種別					
	燃やす	陶ガラ金	資源プラ★	びん缶ペット	粗大	
か 缶	缶詰の缶			●		
	一斗缶		●			
	乾燥剤	●				
	感熱紙(レシートなど)	●				
き キャップ類 (飲み物など)	金属製	●				
	プラスチック製		●			
クーラーボックス	一辺が30cm以下	●				
	一辺が30cm超				●	
く 串 ※紙に包むなど してください	金属製	●				
	木製・プラスチック製	●				
く 葉のシート	くつ(革くつ、運動くつ、長くつ、サンダルなど)	●				
	クッション	一辺が30cm以下	●			
	一辺が30cm超				●	
クリアファイル			●			
け 血圧計	水銀式		⚠			
	電動式	●				
こ コーヒーメーカー	ゴルフクラブ		●			
	座椅子				●	
さ 座布団	一辺が30cm以下	●				
	一辺が30cm超				●	
し CD(BD・DVD・MDも同じ)	CD(BD・DVD・MDも同じ)のケース	●		●		
	写真	●				
	シャンプーボトル			●		
	ジョイントマット	一辺が30cm以下	●			
		一辺が30cm超				●
	食品トレイ(肉・魚・総菜など)			●		
	除湿剤	●				
	除湿剤の容器(プラスチック製)			●		
	食器・コップ等	紙・木製	●			
		プラスチック製		●		
陶器・ガラス・金属製		●				

品名	種別				
	燃やす	陶ガラ金	資源プラ★	びん缶ペット	粗大
炊飯器	一辺が30cm以下	●			
	一辺が30cm超				●
スーツケース					●
す ストロー	紙製	●			
	プラスチック製		●		
スプレー缶		⚠			
スポンジ			●		
洗濯ばさみハンガー (30cm超のものを含む)	金属製	●			
	プラスチック製	●			
洗面器	木製	●			
	プラスチック製		●		
掃除機					●
体温計	水銀式		⚠		
	デジタル式	●			
脱臭剤	●				
脱臭剤の容器			●		
たわし	金属製	●			
	ナイロン製		●		
	毛質製	●			
土					区では収集しませんP14
釣り竿					●
電気シェーバー		●			
て 電池	乾電池				P11参照
	充電式電池				P11参照
	ボタン電池				P11参照
な 鍋		●			
生ごみ(魚・鶏の骨、貝殻など含む)	●				
ぬいぐるみ	一辺が30cm以下	●			
	一辺が30cm超				●
ね 猫砂	●				
	ネット類(果物などを包んでいたもの)		●		
パック類(卵、納豆、豆腐、果物など)			●		
発泡スチロール(緩衝材)			●		
は 花火(使用済みに限る。水で濡らして出してください)	●				
歯ブラシ			●		
刃物類(ナイフ・包丁など)		⚠			
ハンガー		●			

品名	種別				
	燃やす	陶ガラ金	資源プラ★	びん缶ペット	粗大
は ハンガー	木製	●			
	プラスチック製		●		
ひ ビデオの箱	ビデオテープ	●			
	ビデオテープのケース			●	
	びん類	飲食品等のびん			●
薬・化粧品等のびん		●			
割れたびん			⚠		
ふとん	フライパン		●		
	プリンター				●
	ブロック				区では収集しませんP14
ベッドパッド・ベッドマット	ペットボトル(飲料用・調味料など)			●	
	ペットボトルのキャップ・ラベル		●		
	弁当の容器(プラスチック製)		●		
ほうき	長さが30cm以下	●			
	長さが30cm超				●
	ホース※30cm以下に切って出してください	●			
ボール(ゴルフ、テニス、野球、サッカーなど)	ボールペン		●		
	金属製		●		
プラスチック製	●				
ポリ袋			●		
保冷剤	●				
マイクロビーズ	クッション	一辺が30cm以下	●		
	一辺が30cm超				●
まくら					●
マスク(不織布、布、ウレタンなど)	●				
マットレス					●
マニキュアのびん			●		
み 未利用食品※可能ならフードドライブへ(P12)	●				
も 物干し竿					●
モバイルバッテリー					P11参照
や 野球のバット					●
ライター	●				
	ラップ類		●		
る ルーター※30cm超えるものは粗大		●			
れ レジ袋			●		

よくあるQ&A

Q ごみの収集や資源の回収時間が、いつもと違う場合があるのはなぜですか？

A 交通渋滞や道路工事などの交通事情、年末年始期間や祝日など、ごみや資源の量により、通常の日と収集・回収車両台数を変更したり、収集・回収コース等を変更することがあります。そのため、収集・回収時間が異なる場合がありますが、必ず朝8時までにお出してください。

Q ごみを出すとき、どんな袋で出せばいいですか？

A 中身の見える透明か半透明の袋に入れて出してください。なお、ふたのできる容器で出していただいても結構です。袋に入っていないと、ごみと判断できず、残す場合があります。

Q 祝日(振替休日を含む)は、ごみや資源を出せますか？

A 日曜日と年末年始(12月31日～1月3日)を除き、収集、回収日が祝日(振替休日を含む)の際にも、ごみの収集、資源の回収を行っています。(新聞・雑誌・段ボール等集団回収は地域によって、年末年始の期間がちがう場合があります。)

Q 資源・ごみを分別する必要があるのはなぜですか？

A 資源・ごみを分別せずにすべてごみとして出すと、リサイクルできたはずの資源まで有効活用されないまま燃やされたり埋め立てられたりしてしまいます。また、適正な分別がされないことによって、不適物を取り除くために多くの手間と費用がかかったり、焼却にも悪影響を及ぼす場合があります。さらに、分別をすることで限りある資源を生かすことができるだけでなく、ごみの量を減らすことができるため、最終処分場を長く使用できることにもつながります。

区内収集日一覧

- 祝日も通常どおり収集をおこないます。
- 「陶器・ガラス・金属ごみ」は月2回の収集です。
- 年末年始の収集については、ホームページにてご確認ください。

地域 (町丁別)		燃やすごみ	陶器・ガラス・ 金属ごみ	資源 プラスチック	びん・缶 ペットボトル (びん・缶・ペットボトル 集積所へ)	
あ	新井	1・2・4・5丁目	火・金	第2・第4 土	木	金
		3丁目	火・金	第1・第3 土	木	金
え	江古田	1・3丁目	水・土	第2・第4 木	金	火
		2・4丁目	水・土	第1・第3 月	火	火
か	上高田	全域	水・土	第2・第4 木	金	火
		上鷺宮	火・金	第2・第4 水	月	水
		1丁目	月・木	第2・第4 金	土	火
さ	鷺宮	2丁目	火・金	第2・第4 土	木	金
		3・4・5丁目	火・金	第2・第4 土	木	火
		1・3丁目	火・金	第1・第3 水	月	水
し	白鷺	2丁目	水・土	第1・第3 月	火	水
		4・5・6丁目	火・金	第2・第4 水	月	水
		1・2丁目	火・金	第1・第3 水	月	水
ち	中央	3丁目	火・金	第2・第4 水	土	木
		3・4・5丁目	月・木	第1・第3 金	水	金
な	中野 <small>※毎日収集 地域を 除く。</small>	1丁目	月・木	第2・第4 金	水	木
		※2・3・5丁目	月・木	第2・第4 金	水	金
		4丁目	月・木	第1・第3 土	水	金
ぬ	沼袋	6丁目	月・木	第2・第4 金	土	木
		全域	水・土	第2・第4 月	火	火
		1・2丁目	火・金	第1・第3 土	木	金
の	野方	3丁目	火・金	第1・第3 土	木	火
		4丁目	水・土	第2・第4 月	火	火
		5・6丁目	水・土	第1・第3 月	火	水
ひ	東中野	1・2・4・5丁目	月・木	第1・第3 火	土	木
		3丁目	月・木	第2・第4 金	土	木
ほ	本町	1・2丁目	月・木	第2・第4 火	土	木
		3丁目	水・土	第2・第4 木	火	木
		4・5・6丁目	月・木	第1・第3 金	水	土
ま	松が丘	1丁目	火・金	第2・第4 土	木	火
		2丁目	水・土	第2・第4 月	火	火
み	丸山	1丁目	水・土	第1・第3 月	火	火
		2丁目	水・土	第1・第3 月	火	水
や	南台	全域	水・土	第1・第3 木	金	土
		大和町	火・金	第1・第3 土	木	水
		3・4丁目	火・金	第1・第3 土	月	水
わ	若宮	1丁目	水・土	第2・第4 木	金	土
		2丁目	水・土	第2・第4 木	火	土
		3・4・5・6丁目	水・土	第1・第3 木	金	土
わ	若宮	1丁目	水・土	第1・第3 月	火	水
		2・3丁目	火・金	第1・第3 水	月	水

「第1・第3 ○」→その月の1回目と3回目の○曜日
「第2・第4 ○」→その月の2回目と4回目の○曜日

※「第5」にあたる曜日の収集はありません。

集団回収実施日一覧

当日の朝にお出し
いただくよう、
ご理解・ご協力をお
願いします



中野区では、「新聞・雑誌(書籍含む)・段ボール・雑がみ」などの古紙の回収を「集団回収※」で行っています。お住いの地域ごとに「回収曜日」や「回収品目」が異なるので、下表で確認し、**当日朝8時まで**にお出しください(回収日前日は不可)。

※集団回収とは、町会や自治会など地域のみなさんが、ごみを減らし、資源を大切にするために、自主的に古紙を回収している仕組みです。

回収日前日に古紙を出さないで!

- ❌ 放火の危険性があります
- ❌ 持ち去りの原因となります

表の見方 町名の五十音順です。なお、右端の「古紙以外の回収品目」の欄は、布=古着・古布、ア=アルミ缶、ス=スチール缶

町名	地域(丁目・番)	町会・自治会名	回収曜日	古紙以外の回収品目	
あ	新井	新井1丁目1,2(一部)、3(一部)	昭三自治会	水	
		新井1丁目2(一部)、3(一部)、4,5,12~35	新井東町会	月	布
		新井1丁目6~11、新井2丁目1~8,20~35,37,38	新井南町会	月	布
		新井1丁目36~43、新井2丁目10(一部)、11,12、新井5丁目1~4,6~19,21~31,32(一部)、33(一部)	新井中町会	金	布
		新井2丁目9,10(一部)、13~19,36,39~43、新井3丁目1~7,9(一部)、10~23,37、新井4丁目1(一部)	新井西町会	火	布
		新井2丁目44~51、新井3丁目24~36	野方東町会	水	布
		新井3丁目8,9(一部)、新井4丁目全域(1の一部を除く)、新井5丁目5,20,32(一部)、33(一部)	新井北町会	月	布
		新井3丁目38	沼袋親和会	月	布
		江古田1丁目1~39	江古田一丁目町会	月	布
		江古田1丁目40~43、江古田2丁目全域、江古田3丁目全域	旭公民館町会	月	布
え	江原町	江古田4丁目全域	江古田四丁目町会	月	布
		江原町1丁目1~4,19~21	江古田一丁目町会	月	布
		江原町1丁目5~18,22,23(一部)、24,25(一部)、26(一部)、28~34,36(一部)、37(一部)、38~47、江原町2丁目全域、江原町3丁目全域	江原町町会	月	布
		江原町1丁目23(一部)、26(一部)、27,35,36(一部)、37(一部)	江古田住宅自治会	第1・3木曜日	布
		江原町1丁目25(一部)	旭公民館町会	月	布
		上鷺宮1丁目全域、上鷺宮2丁目全域(4の一部を除く)、上鷺宮3丁目全域、上鷺宮5丁目2(一部)	北鷺町会	木	布
		上鷺宮2丁目4(一部)	都営上鷺宮二丁目アパート自治会	第1・3月曜日/毎週月曜日(缶)	布・ア・ス
		上鷺宮4丁目全域	上鷺宮四丁目町会	木	布
		上鷺宮5丁目全域(2の一部を除く)	上鷺宮五丁目町会	月	布
		上高田1丁目1(一部)、2(一部)、3(一部)	昭一文化会	金	布
か	上高田	上高田1丁目1(一部)、2(一部)、3(一部)、4~25,26(一部)、27(一部)、28,29,30(一部)、31(一部)、32,33,34(一部)、35(一部)、36(一部)、37(一部)、38~50	上高田共和会	水	布
		上高田1丁目26(一部)、27(一部)、30(一部)、31(一部)、34(一部)、35(一部)、36(一部)、37(一部)	昭二町会	土	
		上高田2丁目1(一部)、2,3(一部)、4~39,40(一部)、41~58	上高田二丁目町会	水	布
		上高田2丁目1(一部)、3(一部)、40(一部)	昭三自治会	水	
		上高田3丁目全域(1,2を除く)	上高田隣人協力会	月	布
		上高田3丁目1,2、上高田4丁目1~16,17(一部)、18~23,28~48	上高田東町会	金	布
		上高田4丁目17(一部)	中野上高田高層団地町会	第1・3土曜日	布
		上高田4丁目24	上高田四丁目アパート3号棟自治会	第1・3土曜日	布
		上高田4丁目25	都営上高田アパート第一自治会	第1・3土曜日	布
		上高田4丁目26,27	上高田親交会	金	布
さ	鷺宮	上高田5丁目全域	上高田北町会	土	布
		鷺宮1丁目1,2,5	若宮一丁目町会	木	布
		鷺宮1丁目3,4,7~13,20~24,29~31、鷺宮2丁目全域、鷺宮3丁目全域(1~6,14を除く)	鷺宮三丁目町会	火	
		鷺宮1丁目6,14~19,25~28、鷺宮3丁目1~6,14	若宮三丁目町会	水	布
		鷺宮4丁目全域(45,46を除く)	鷺宮四丁目町会	木	布
		鷺宮4丁目45,46、鷺宮5丁目全域(12~16を除く)、鷺宮6丁目26,27	北鷺町会	木	布
		鷺宮5丁目12~16、鷺宮6丁目1~17,20(一部)、21,22,24,25	鷺宮六丁目南部町会	木	布
		鷺宮6丁目18,19,20(一部)、23,28~31	鷺宮六丁目町会	金	布
		白鷺1丁目1,2,3,5	鷺南自治の会	金	布
		白鷺1丁目4,7(一部)	鷺宮都営住宅自治会	第2・4水曜日	布
し	白鷺	白鷺1丁目6,7(一部)、8~11,12(一部)、13(一部)、15~29、白鷺2丁目全域(48の一部,50を除く)	白鷺町会	火	布
		白鷺1丁目12(一部)、13(一部)	都営白鷺一丁目第四アパート自治会	第1・3土曜日	布
		白鷺1丁目14(一部)、30,31、白鷺2丁目48(一部)	鷺宮三丁目町会	火	
		白鷺1丁目14(一部)	都営白鷺一丁目第二アパート自治会	第1月曜日(缶)/毎週月曜日(びん・缶)	布・ア・ス※びんも可
		白鷺2丁目50、白鷺3丁目2	鷺宮西住宅自治会	月	布
		白鷺3丁目全域(2を除く)	白鷺三丁目町会	水	布
		中央1丁目1,21,33~38	中本一町会	金	布
		中央1丁目2~12,13(一部)、14,15,18,19,20(一部)	小湊東町会	金	布
		中央1丁目13(一部)、25,51,52、中央2丁目21~23	宮一會	金	布
		中央1丁目16,17,20(一部)、22~24,26~32	小湊西町会	水	布
ち	中央	中央1丁目40~50、中央2丁目7~20	塔ノ山町会	水	布
		中央2丁目1~6,29,30	本町通二丁目町会	土	布
		中央2丁目24~28,31~34,38~56	本三宮前町会	火	布
		中央2丁目35~37,57~59	宮二町会	木	布
		中央3丁目1,2,22~26	本三西町会	火	布
		中央3丁目3~10,15~21,27,45~47	仲町町会	木	布
		中央3丁目11~14,48~51、中央4丁目42,43,44(一部)、45,52	宮三町会	火	布
		中央3丁目28,29,37~44、中央4丁目11~14,20~23,31~41,44(一部)、46~51	上町町会	土	布
		中央3丁目30~36、中央4丁目1~3,8~10	鍋横町会	金	布
		中央4丁目4,5,6(一部)、7、中央5丁目1~10	新中野町会	火	布
な	中野	中央4丁目6(一部)、15~19,24~30,54~58,59(一部)、中央5丁目32~43	橋場町会	土	布
		中央4丁目53,59(一部)、60,61、中央5丁目49	中野駅南口町会	金	布
		中央5丁目11~19,20(一部)、21(一部)、27(一部)	本町通六丁目町会	水	布
		中央5丁目20(一部)、21(一部)、22~26,27(一部)、28~31,44~48	宮桃町会	土	布
		中野1丁目1~8,26,27	宮二町会	木	布
		中野1丁目9~25,28~31,33~49,51~53,54(一部)、56(一部)、57~63	中野一丁目町会	火	布
		中野1丁目32,50,54(一部)、55,56(一部)、中野2丁目1,2,17	宮三町会	火	布
		中野2丁目3~16,18~23,25~30、中野3丁目31~33,34(一部)	中野駅南口町会	金	布
		中野3丁目1~14,29,30、中野3丁目15~28,34(一部)、35~50	宮桃町会	土	布
		中野4丁目2、中野5丁目25~39,44~47,54,56~67	桃園町会	水	布
中野4丁目3~7,11,12(一部)、中野5丁目68(一部)	打越町会	水	布		
中野4丁目10,12(一部)、13~21	新井南町会	月	布		
中野4丁目14~20	新井南町会	月	布		
中野4丁目22	園町町会	水	布		
中野5丁目1,2,3(一部)、6~22	園町町会青年部やぶさみ会	第3日曜日			
中野5丁目3(一部)4,5,23,24,40~43,48~53,55,68(一部)	野方一丁目南町会	水	布		
中野6丁目1,7~13,16~29,30(一部)、31(一部)、32(一部)	天神自治会	水	布		
中野6丁目2~6,14,15,30(一部)、31(一部)、32(一部)	昭三自治会	水			
沼袋1丁目全域、沼袋2丁目1~18,19(一部)、23~31、沼袋3丁目26(一部)、27(一部)、28(一部)、沼袋4丁目1(一部)、26(一部)、27(一部)	沼袋町会	土	布		
沼袋2丁目19(一部)、20~22,32~40、沼袋4丁目28~41	江古田四丁目町会	月	布		
沼袋3丁目全域(26と27と28の一部を除く)、沼袋4丁目1(一部)、2~25,26(一部)、27(一部)	沼袋親和会	月	布		
野方1丁目1~9,10(一部)、19~35,43~49,54~56,58	野方一丁目南町会	水	布		
野方1丁目10(一部)、11~18、野方2丁目1,2,5,6	野方東町会	水	布		
野方1丁目36~42,50~53	大和町東町会	木	布		
野方1丁目57、野方2丁目全域(1,2,5,6を除く)	野方二丁目町会	木	布		
野方3丁目全域、野方5丁目1~5,7(一部)、10~34,35(一部)	野方南自治会	月	布		
野方4丁目全域(41の一部,44の一部と、42,43を除く)	野方北町会	月	布		
野方6丁目1~35,40(一部)、41~44,45(一部)、47(一部)、48~51	丸山町会	月	布		
野方4丁目41(一部)、42,43,44(一部)	大和町北協和会	木	布		
野方5丁目7(一部)、8,9	鷺宮三丁目町会	火	布		
野方5丁目35(一部)、野方6丁目36~39,40(一部)、45(一部)、46,47(一部)、52,53	東一東町会	木	布		
東中野1丁目1,15~23,36~50	宮一會	金	布		
東中野1丁目2~9、東中野2丁目1~3	水川町会	金	布		
東中野1丁目10~14,24~35,51~59	上ノ原町会	火	布		
東中野2丁目4~8,17~28	高根町会	金	布		
東中野2丁目9~16,29~36	桜山町会	土	布		
東中野3丁目1~11,13,14,22~24	昭一文化会	金	布		
東中野3丁目12,15~21	東中野四丁目町会	木	布		
東中野4丁目全域	東中野五丁目小滝町会	月	布		
東中野5丁目全域	本一相生町会	金	布		
本町1丁目1~12,13(一部)、15(一部)、16~30	中本一町会	金	布		
本町1丁目13(一部)、14,15(一部)、31,32	東郷町会	金	布		
本町2丁目1~28、本町3丁目1,7,15	朝日ヶ丘町会	木	布		
本町2丁目29~45,52,53、本町3丁目16,17,25,26	本町通二丁目町会	土	布		
本町2丁目46~51,54	道玄町会	金	布		
本町3丁目2~6,8~14,18~24、本町4丁目1~4	本三宮前町会	火	布		
本町3丁目27~31	本三西町会	火	布		
本町3丁目32,33、本町4丁目5	鍋横町会	金	布		
本町4丁目6,18~21,29,30,43,44	宮里町会	火	布		
本町4丁目7~17,22~28,31~36、本町5丁目48	西町町会	土	布		
本町4丁目37,38、本町6丁目1~13,23,24,31~33,39~41	新中野町会	火	布		
本町4丁目39~42,45~48、本町6丁目14~22	千代田町会	火	布		
本町5丁目全域(48を除く)	本町通六丁目町会	水	布		
本町6丁目25~30,34~38,42~45	松が丘山町会	水	布		
松が丘1丁目1~5,7~33、松が丘2丁目7,10~29	松が丘山町会	月	布		
松が丘1丁目6、松が丘2丁目1~6,8,9	新井北町会	月	布		
松が丘1丁目34,35、松が丘2丁目30~35	江古田一丁目町会	月	布		
松が丘2丁目36,37	旭公民館町会	月	布		
ま	丸山	丸山1丁目1	江古田四丁目町会	月	布
		丸山1丁目全域(1を除く)、丸山2丁目全域	丸山町会	月	布
		南台1丁目1~8	栄一町会	月	布
		南台1丁目9~14、南台2丁目1~22、南台4丁目3(一部)、5(一部)、6	新山通町会	木	布
		南台2丁目23~40,41(一部)、42,45,46,48(一部)、50(一部)、51(一部)	南台二丁目前原町会	土	布
		南台2丁目41(一部)、43,44,47,48(一部)、49,50(一部)、51(一部)、52、南台3丁目6(一部)、22~25,26(一部)、27(一部)	栄町通二丁目町会	月	布
		南台3丁目1~5,6(一部)、7~21,26(一部)、27(一部)、28~44,46(一部)	多田町会	月	布
		南台3丁目45,46(一部)、南台5丁目24,25,34(一部)	弥生六南台町会	月	布
		南台4丁目1,2,3(一部)、4,5(一部)、7~28,33~36	南台四丁目東町会	月	布
		南台4丁目29~32,37~39,44(一部)、45~49,52~65	南台四丁目西町会	木	布
南台4丁目40~43,44(一部)、50,51、南台5丁目1~16,18~23	八島自治会	金	布		
南台5丁目17,26~33,34(一部)	南台五丁目町会	金	布		
大和町1丁目1~7,31,66~68	大和町東町会	木	布		
大和町1丁目8~11,16~30,32~44,56~65	大和町中町会	水	布		
大和町1丁目12~15、大和町2丁目1,2	野方二丁目町会	木	布		
大和町1丁目45~55	大和町一和町会	木	布		
大和町2丁目全域(1,2を除く)	大和町北協和会	木	布		
大和町3丁目全域、大和町4丁目1~41,42(一部)、46(一部)、47~50,51(一部)	大和町西部自治会	月	布		
大和町4丁目42(一部)、43~45,46(一部)、52,53	鷺南自治の会	金	布		
弥生町1丁目1~11,21~30,52~60	弥生町一丁目東町会	金	布		
弥生町1丁目12~20,31~37,38(一部)、40~51	弥生町一丁目西町会	土	布		
弥生町1丁目38(一部)、39、弥生町3丁目1(一部)、9(一部)、10,11,12(一部)、16~18,23,24(一部)、25,26	栄一町会	月	布		
弥生町2丁目1~42	弥生町二丁目町会	土	布		
弥生町2丁目43~53、弥生町4丁目1(一部)、2~19,26~37、弥生町5丁目24~27	神明本三町会リサイクルの会	火	布		
弥生町3丁目1(一部)、2~8,9(一部)12(一部)、13~15,19~22,24(一部)、27~36	弥生町三丁目町会	火	布		
弥生町4丁目1(一部)、20~25	栄町通二丁目町会	月	布		
弥生町5丁目1~23	弥生町五丁目町会	金	布		
弥生町6丁目1,2(一部)、3~6,8~14	弥生六南台町会	月	布		
弥生町6丁目2(一部)、7	コーシャハイム中野弥生町自治会	月	布・ア・ス		
若宮1丁目1~3,4(一部)、7(一部)、8(一部)、11(一部)	大和町北協和会	木	布		
若宮1丁目4(一部)、5,6,9,17~23,28~59	若宮一丁目町会	木	布		
若宮1丁目7(一部)、8(一部)、10,11(一部)、12~16,24~27	野方南自治会	月	布		
若宮2丁目全域(1の一部,2の一部,56を除く)	鷺南自治の会	金	布		
若宮2丁目1(一部)、2(一部)	大和町西部自治会	月	布		
若宮2丁目56	鷺宮都営住宅自治会	第2・4水曜日	布		
若宮3丁目全域(57,58を除く)	若宮三丁目町会	水	布		
若宮3丁目58	鷺宮三丁目町会	火	布		

注意

- 古紙以外に、古着・古布も回収しています(ただし一部地域を除く)。不用になった古着・古布は1日中雨が降らない予報の日に集団回収にお出しください(雨天だと袋に入れても濡れてしまい、資源にならないため)。
- 事業活動(会社・商社など)からでる古紙は、集団回収には出せません。
- 下記以外に、マンションなどの共同住宅で独自に実施している場合もあります。回収品目等は直接、管理者にご確認ください。

「集団回収集積所」の例

原則として、目印となるオレンジ色の旗や幕があります(都合により出ていない場合もあります)。



2024年1月現在

町名	地域(丁目・番)	町会・自治会名	回収曜日	古紙以外の回収品目	
な	中野	中野1丁目1~8,26,27	宮二町会	木	布
		中野1丁目9~25,28~31,33~49,51~53,54(一部)、56(一部)、57~63	中野一丁目町会	火	布
		中野1丁目32,50,54(一部)、55,56(一部)、中野2丁目1,2,17	宮三町会	火	布
		中野2丁目3~16,18~23,25~30、中野3丁目31~33,34(一部)	中野駅南口町会	金	布
		中野3丁目1~14,29,30、中野3丁目15~28,34(一部)、35~50	宮桃町会	土	布
		中野4丁目2、中野5丁目25~39,44~47,54,56~67	桃園町会	水	布
		中野4丁目3~7,11,12(一部)、中野5丁目68(一部)	打越町会	水	布
		中野4丁目10,12(一部)、13~21	新井南町会	月	布
		中野4丁目14~20	新井南町会	月	布
		中野4丁目22	園町町会	水	布
ぬ	沼袋	中野5丁目1,2,3(一部)、6~22	園町町会青年部やぶさみ会	第3日曜日	
		中野5丁目3(一部)4,5,23,24,40~43,48~53,55,68(一部)	野方一丁目南町会	水	布
		中野6丁目1,7~13,16~29,30(一部)、31(一部)、32(一部)	天神自治会	水	布
		中野6丁目2~6,14,15,30(一部)、31(一部)、32(一部)	昭三自治会	水	
		沼袋1丁目全域、沼袋2丁目1~18,19(一部)、23~31、沼袋3丁目26(一部)、27(一部)、28(一部)、沼袋4丁目1(一部)、26(一部)、27(一部)	沼袋町会	土	布
		沼袋2丁目19(一部)、20~22,32~40、沼袋4丁目28~41	江古田四丁目町会	月	布
		沼袋3丁目全域(26と27と28の一部を除く)、沼袋4丁目1(一部)、2~25,26(一部)、27(一部)	沼袋親和会	月	布
		野方1丁目1~9,10(一部)、19~35,43~49,54~56,58	野方一丁目南町会	水	布
		野方1丁目10(一部)、11~18、野方2丁目1,2,5,6	野方東町会	水	布



問い合わせ先



問い合わせ内容(主なもの)	問い合わせ先・所在地	
<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみ ● 陶器・ガラス・金属ごみ ● 資源プラスチック ● 防鳥用ネット <p style="text-align: right;">など</p>	<p>中野区 清掃事務所</p>	<p>TEL 03-3387-5353 FAX 03-3387-5389</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● びん・缶・ペットボトル等の資源 ● 集団回収(古紙回収) ● 事業系廃棄物排出届出書 ● フードドライブ ● リサイクル展示室に関すること <p style="text-align: right;">など</p>	<p>中野区 ごみゼロ推進課</p>	<p>TEL 03-3228-5555 TEL 03-3228-5563 FAX 03-3228-5634</p>

中野区松が丘 1-16-13

広告一覧

事業系古紙は弊社にお任せください
3300円～お受けいたします
困った時は、お電話ください

株式会社 いわい

165-0035 中野区白鷺2-48-4
Tel/Fax 3338-1596

びん・かん分別にご協力
ありがとうございます。

みんなでつくるリサイクルの輪
中野区リサイクル協同組合
(中野区使用びん・かん業務課)

榑武 蔵野 北田 等 榑い わい 岩窪 昭次
協和硝子(株) 田村 寧隆 (南渡辺商店 渡辺 勲

ゴミのことなら何でもご相談ください!

素早くキレイに
片づけます!

産 廃 エキスパート



中野運輸株式会社

〒165-0021 東京都中野区丸山 1-2-1
TEL:03-3387-4356 FAX:03-3387-4359
URL:https://www.nakaun.jp E-mail:info@nakaun.jp